

平成22年度事業計画書

自 平成22年4月1日
至 平成23年3月31日
印は新規事業

1. 専任媒介契約等の目的物である宅地又は建物に関する情報の登録及び提供

- (1) 普通会员による宅地又は建物に関する情報の登録を受け、他の普通会员及び地方公共団体等に対して定期的に又は依頼に応じて当該情報の提供を行うとともに、統計の作成等を行う。
- (2) 宅地又は建物に関する情報の登録が行われた場合に、当該普通会员に対し登録を証明する書面の発行を行う。
- (3) 普通会员から成約情報の収集を行い、平均取引価格等について公表を行う。
- (4) 財務省近畿財務局物件及び株整理回収機構所有不動産等に係る情報の登録を行う。
- (5) 現行システムの安定的な稼動のための維持管理を行うとともに、将来的なシステムの在り方についての検討を行う。
- (6) 適性かつ迅速な情報の登録及び提供のためのシステム改善を図る。
- (7) 他の指定流通機構との情報交換を実施する。
- (8) 普通会员以外の宅地建物取引業者（以下「利用事業者」という。）から宅地又は建物に関する情報の登録を受け、当該利用事業者に対して、登録済証の発行を行う。
- (9) 物件検索等に対し、システム利用料を徴収する。
- (10) サブシステムとして、携帯電話向け物件検索サイトを運用するなど、より広範で合理的なデータベースの活用を行う。
- (11) 全国データベースとの物件情報等の連携を実施する。
- (12) システム全体の見直しを実施し、不動産流通標準情報システム第4版に対応した次期システムを構築する。

2. 流通機構制度に関する調査研究

- (1) 指定流通機構の活用状況の調査等を行う。
- (2) レインズシステム及び不動産流通システム全般に関するマルチメディア的高度化のニーズと可能性を研究し、企画・実施のための検討を行う。
- (3) 他機構のシステム等を調査し、今後の指定流通機構の在り方及び効率的な運営に向けての研究を行う。

3. 上記1の事業に係る指導、研修等

- (1) IP型システム・ヘルプデスクを運営し、会員のIP型システム利用のサポートを行い、会員から寄せられる問い合わせの事例集を公開する。
- (2) IP型システム・ヘルプデスクで問い合わせ履歴管理システム（CTI）を運用し、対応効率の向上を図る。

- (3) 取引の適正の確保及び流通の円滑化を図るため各種規程の周知を行い、違反行為防止のための指導を行う。
- (4) 物件登録、図面登録及び成約報告促進のための指導を行う。
- (5) 情報の精度向上を図るため、登録物件内容についての指導を行う。
- (6) インターネット上において、IP型システム操作方法学習のための会員向け教育システムの運用を行う。
- (7) 各団体で開催されるレイズ関連のパソコン講習会や、統計資料を活用する研修会へ講師を派遣する。
- (8) 次期システムでのF型システムの一部(マークシートによる入力)の廃止について、会員に周知徹底を図るとともに、F型会員のIP型への速やかな移行を促進するための方策を検討する。

4 . 流通機構制度についての啓発宣伝

- (1) 媒介契約制度及び指定流通機構制度について、消費者への啓発宣伝を行う。
- (2) 成約情報に係る市況速報等を公開し、当機構の活動について消費者並びに会員への啓発宣伝を行う。
- (3) 会員への指定流通機構マークの掲示を促進する。

5 . 不動産流通市場に関する資料の収集提供及び図書の刊行

- (1) 統計等の算定基礎資料となる成約事例収集及び毎月の府県別、物件種別の平均取引価格等、市況速報の提供を行う。
- (2) 市況速報『リアル・タイム・アイズ』、市況データを四半期ごとに分析した『季刊市況レポート』及び成約データの『沿線・駅別集計表』をホームページへ掲載する。
- (3) 不動産流通に関する消費者動向調査を実施する。
- (4) 当機構における毎月の利用状況を紹介する『機構ニュース』を定期的に発行する。

6 . 関係官公庁、関係団体等に対する協力、要望、提言等

- (1) 国土交通省及び不動産流通近代化センターと連携し、事業の円滑化を図る。
- (2) 指定流通機構の活性化を図るため、他機構との連携を強化し、次期システム環境の構築についての検討を行う。
- (3) 関連団体の運営する一般公開サイトとの物件情報の連携を行う。

7 . その他この法人の目的を達成するために必要な事業

- (1) レイズシステムの適正利用推進のため、国土交通省及び他機構と連携のうえ、各種規程の改正等充実を図る。
- (2) 当機構の運営の迅速化・効率化のため、ペーパーレス会議を実施する。
- (3) 新公益法人制度への移行に向けて準備を進める。
- (4) 個人情報の保護に関する法律(個人情報保護法)に基づき、個人データを安全に管理するための必要かつ適正な措置を講じる。